

第62回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年6月24日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都港区高輪四丁目10番30号

品川プリンスホテル

メインタワー17階 オパール17

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面郵送又はインターネットによる
議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）

午後5時30分まで

- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことにご理解並びにご協力をお願い申し上げます。
- ・株主総会の来場御礼品（お土産）はございません。
- ・ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。



株式会社クエスト

証券コード：2332

目次

第62回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	9
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	14
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名 選任の件	18
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に 対する取締役報酬額の改定の件	19
第7号議案 取締役（非業務執行取締役、社外取締役及 び監査等委員である取締役を除く。）に對 する業績連動事後交付型譲渡制限付 株式報酬に係る報酬決定の件	20
事業報告	27
連結計算書類	46
計算書類	59
監査報告書	67



株主の皆様へ

株主並びに投資家の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

当社及び当社グループは、「技術を探究し、価値を創造し、お客様とともに成長する」という理念のもと、半導体をはじめとする製造業、金融機関、電力会社グループ、鉄道グループなど、様々なお客様へICTソリューションサービスをご提供することにより、お客様の企業価値向上と社会課題に対して貢献してまいりました。

それぞれの分野で長年培った経験と技術力を結集し、お客様のニーズを深く理解し、期待を超えるサービスを提供するために、常に進化し続ける姿勢で挑戦を続けています。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役 社長執行役員
鎌田 智

企業理念

技術を探究し、価値を創造し、お客様とともに成長する

存在意義

技術と創造力で人と社会の安心と幸せを支え続けます

経営目標

**価値を共創するデジタルデータ社会の実現に向けて、
「あなたに信頼されるITサービス」のリーディングカンパニーへ**

提供価値

**技術を創意工夫し、時と場の制約を超え、業務を自動化し、
人の力を補完補強するITサービスを真心を込めて提供します**

招集ご通知

株主各位

証券コード2332
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日2026年6月1日)

東京都港区芝浦三丁目1番1号

株式会社クエスト

代表取締役 社長執行役員 鎌田 智

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を次頁に記載のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第62回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

< 当社ウェブサイト >

<https://www.quest.co.jp/corporate/ir-info/zaimu.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

< 東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス >

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）「クエスト」又は当社証券コード「2332」にて検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、4頁～5頁の「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、インターネット又は書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2	場所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー17階 オパール17 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 1. 第62期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第62期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する取締役報酬額の改定の件 第7号議案 取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 株主総会に関するお知らせについては、インターネット上の当社ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。（<https://www.quest.co.jp/corporate/ir-info/zaimu.html>）
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
- 今回の株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

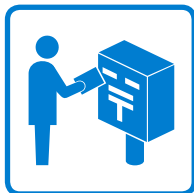


株主総会にご出席のうえ、議決権を行使いただく場合

株主総会開催日時

2026年 6 月 24 日 (水曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、ご来場の際は資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面にて議決権を行使いただく場合

議決権行使期限

2026年 6 月 23 日（火曜日）午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

[illegible]

各議案の賛否をご記入ください。

選任議案（複数名）の場合

- ・ **全員賛成の場合 ▶ 「 賛 」 の欄に○印**
- ・ **全員否認する場合 ▶ 「 否 」 の欄に○印**
- ・ **一部の候補者を否認する場合 ▶ 「 賛 」 の欄に○印をし、
否認する候補者の番号をご記入いただくか、「 否 」 の欄
に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。**

その他の議案の場合

- ・ 賛成の場合 ▶ 「 賛 」 の欄に○印
- ・ 否認する場合 ▶ 「 否 」 の欄に○印

【議決権行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。



インターネットにて議決権を行使いただく場合

議決権行使期限

2026年 **6** 月 **23** 日（火曜日）午後5時30分まで

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従い議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、次頁をご参照ください。

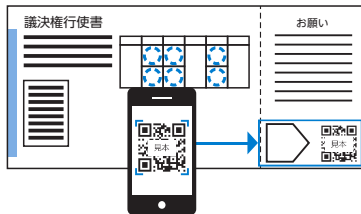


インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

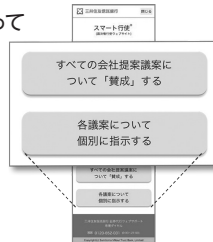
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に
記載のQRコードを読み取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(注) QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

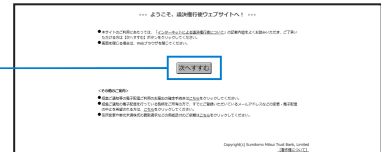
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

▶ <https://www.web54.net>

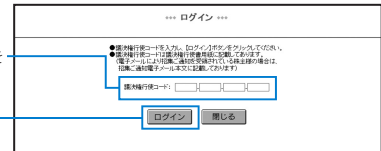
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」を
クリック

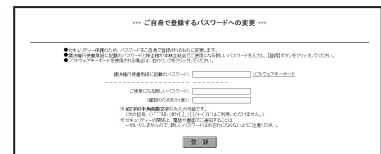


- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を
入力
「ログイン」を
クリック



- 3 初回ログイン時はこの画面に移動し、
ここでパスワードの変更を行います。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 フリーダイヤル
(受付時間 午前9時～午後9時)

(注) 1. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

■ 株主様向け事前質問受付について

株主総会の議案や当社経営に関するご質問を、当社ウェブサイトにてお受けいたします。

いただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本株主総会又は当社ウェブサイトにて取り上げさせていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますこと及び回答をお約束するものではございませんことを、あらかじめご了承ください。

 <https://form.quest.co.jp/ir-contact>

*お問い合わせ内容に「株主総会事前質問」である旨及び「株主番号」を必ず明記くださるようお願い申し上げます。株主番号はお送りしました議決権行使書でご確認いただけます。

 2026年6月17日（水曜日）午後5時30分まで

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 58円
配当総額 297,367,566円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月25日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレートガバナンスの一層の高度化と中長期的な企業価値の向上を図る観点から取締役会の独立性・客観性を強化するとともに、取締役会議長に社外取締役の選定を予定していることも踏まえて、現行定款第22条（取締役会の招集）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

下線は変更箇所を示します。

現 行 定 款	変 更 案
（取締役会の招集） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長に任ずる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u> 2. _____（条文省略）	（取締役会の招集） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。</u> <u>2.前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u> 3. _____（現行第2項のとおりに変更）

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、以下のとおりです。

候補者 番 号		氏 名	現在の 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	取締役会への 出席状況
1	再任 社外	さとう ひろゆき 佐藤 裕之	取締役 株式会社東芝 特別囑託 株式会社旭東みらいテクノロジー 顧問	100% (13/13回)
2	再任	かまた さとし 鎌田 智	代表取締役 社長執行役員 ビジネスイノベーション推進部担当 内部監査室担当	100% (10/10回)
3	再任	すずき ゆうじ 鈴木 裕二	取締役 副社長執行役員 経営全般	100% (10/10回)
4	再任	こじま けん 児島 賢	取締役 上席執行役員 公共・エネルギー事業部担当 DX推進部担当 中部支社担当	100% (13/13回)
5	再任	こいずみ ゆたか 小泉 裕	取締役 上席執行役員 経営企画管理部担当 経理部担当 サステナビリティ担当 株式会社セプト取締役	100% (13/13回)
6	新任	みはし かずひと 三橋 一仁	役員付	—

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、35頁～36頁の事業報告「2.会社の現況(5)会社役員の状況」に記載のとおりであります。
3.取締役会については、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく電磁的方法による取締役会のみなし決議を2回行っております。
4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。
各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5.佐藤裕之氏は、社外取締役候補者です。当社と佐藤裕之氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。佐藤裕之氏が再任された場合には、同様の内容の契約を継続する予定です。
6.三橋一仁氏は、新任の取締役候補者です。

候補者
番 号

1

さとう
佐藤

ひろゆき
裕之

(1959年6月18日生 満66歳)

社 外

再 任

取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (13／13回)

所有する当社の株式数

400株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月 株式会社東芝 入社
2004年 4 月 同社 ストレージデバイス事業部 企画部長
2011年 7 月 同社 ストレージプロダクツ事業部長
2015年 9 月 同社 本社 経営企画部長
2020年 4 月 同社 執行役上席常務 兼 東芝デバイス&ストレージ株式会社 代表取締役社長
2022年 3 月 同社 代表執行役専務 兼 東芝デバイス&ストレージ株式会社 代表取締役社長
2023年12月 同社 特別囑託（現任）
2024年 6 月 当社 取締役（現任）
2026年 4 月 株式会社旭東みらいテクノロジー 顧問（現任）

社外取締役選任理由及び期待する役割

大手グローバル企業グループの経営幹部や半導体事業会社における代表取締役社長の経験者として、グローバルに不確実な事業環境下の企業経営経験及び当社重点強化領域である半導体事業において本質的な先見性と深い見識を有しています。2024年度当社取締役に就任。2025年度から指名・報酬諮問委員会の委員に就任。半導体業界における経営者経験から、当社の持続的成長と企業価値向上に向け、経営全般の的確かつ公平な監督を期待できることから、社外取締役として適任であると判断し候補者となりました。

候補者
番 号

2

かま た
鎌田

さとし
智

(1965年 8 月24日生 満60歳)

再 任

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (10／10回)

所有する当社の株式数

1,341株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年11月 ソニーシステムデザイン株式会社（現 ソニーグローバルソリューションズ株式会社）入社
2004年 4 月 同社 セミコンソリューション部 統括部長
2009年 4 月 同社 生産ソリューション1部 統括部長
2012年12月 同社 マニファクチャリング&エンジニアリング部門長
2016年 4 月 同社 ビジネスIT部門長
2018年10月 同社 ソニーグループ Global Information System & Communication Application Management Capability Head
2020年 4 月 当社 執行役員、取締役付新規事業戦略担当、IT Value-up事業部長
2021年 6 月 当社 上席執行役員、IT Value-up事業部担当、DX推進部担当
2025年 4 月 当社 上席執行役員、産業システム事業本部担当、ソリューションサービス事業本部担当
2025年 6 月 当社 代表取締役 社長執行役員（現任）

取締役選任理由

大手グローバル企業グループにおいて、長年にわたり事業部門や情報システム部門に在籍し、情報システム及びソリューションに関して、半導体・製造領域を含む豊富なプロジェクト経験、先進技術等の高く幅広い専門性を有しています。2020年に当社に入社し、執行役員、上席執行役員を歴任し、2025年度代表取締役社長に就任。経営者としてリーダーシップとバランス感覚を有し、全社を牽引してきました。当社の中長期的なビジョンと成長戦略を描き、事業の変革を牽引していけること、経営全般の適確かつ公平な監督を期待できることから、取締役として適任であると判断し候補者となりました。

候補者
番 号

3

すず き
鈴木

ゆう じ
裕二

(1964年9月4日生 満61歳)

再 任

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (10/10回)

所有する当社の株式数

1,141株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2001年4月 株式会社ティ・アイ・ディ サン・サートグループ グループリーダー
2003年4月 同社 執行役員
カスタマーサポートグループ グループリーダー
2004年4月 当社 システムサービス事業部 部長
2014年4月 当社 執行役員、インフラソリューション事業部長
2020年4月 当社 執行役員、ICTソリューション事業本部長
2021年6月 当社 上席執行役員、ICTソリューション事業本部担当、
ICTソリューション事業本部長
2025年4月 当社 上席執行役員
製造システム事業本部担当、ソリューションサービス事業本部補佐
2025年6月 当社 取締役 副社長執行役員（現任）

■ 取締役選任理由

2004年当社入社以来、主に情報システムのインフラ構築やソリューションサービスに従事し事業を拡大してきました。各種サービスの専門技術及び豊富な知識・経験を活かした事業開発、おもてなし認定等の顧客との信頼関係構築、技術者育成等、同分野に精通しています。2014年度に執行役員、2021年度に上席執行役員を歴任し、2025年度取締役副社長に就任。経営者としてリーダーシップとバランス感覚を有し、社長をサポートするとともに全社を牽引してきました。当社の中長期的な事業変革及び企業文化の変革を牽引していただけること、経営全般の適確かつ公平な監督を期待できることから、取締役として適任であると判断し候補者となりました。

候補者
番 号

4

こ じ ま
児島

けん
賢

(1962年6月10日生 満63歳)

再 任

取締役在任期間

18年

取締役会への出席状況

100% (13/13回)

所有する当社の株式数

34,610株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988年4月 当社 入社
2003年4月 当社 ITセンター長
2004年10月 当社 執行役員、システムサービス事業部長
2008年6月 当社 取締役（現任）
2010年4月 当社 インフラソリューション事業部長
2014年4月 当社 インフラプロダクト&インテグレーション事業部長
2017年4月 当社 ICTソリューション&インテグレーション事業部長
2019年4月 当社 インフラソリューション事業部長
2020年6月 当社 上席執行役員（現任）

■ 取締役選任理由

1988年当社入社以来、情報システムのインフラ構築やソリューションサービスに従事し、事業を拡大してきました。各種サービスに関する技術や情報システム全般にわたる豊富な知識・経験を有し、事業開発、取引先開拓、技術者育成等に精通しています。2008年に取締役に就任。営業部門、支社、DX/IT部門等、幅広い部門を管掌し、経営能力を遺憾なく発揮していることと、経営全般の的確かつ公平な監督を期待できることから、取締役として適任であると判断し候補者となりました。

候補者
番 号

5

こ いずみ
小泉

ゆたか
裕

(1964年1月23日生 満62歳)

再 任

取締役在任期間

6年

取締役会への出席状況

100% (13/13回)

所有する当社の株式数

7,392株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月 ソニー株式会社 入社
2007年 4月 ソニーオーストラリア 取締役
2012年11月 ソニー株式会社 R&D管理部 統括部長
株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 取締役
2014年 3月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社 取締役
2018年 7月 ソニー株式会社 コーポレートテクノロジー戦略部門経営企画部 統括部長
2020年 4月 当社 顧問
2020年 6月 当社 取締役 上席執行役員（現任）
2024年 4月 当社 経営企画管理部長（現任）
2025年 4月 株式会社セプト 取締役（現任）

取締役選任理由

2020年度当社取締役に就任。財務・会計の健全性や適正性を図るとともに、中長期経営計画立案、M&A推進、ブランド戦略・IR強化、サステナブル経営推進、資本コストと株価を意識した経営にリーダーシップを発揮しています。大手グローバル企業グループの事業部門や海外現地法人の経営企画や経理・財務の責任者として企業経営に従事し、幅広い経験、高い見識、豊富な知識を有しており、当社の企業価値向上に向けて、経営全般の的確かつ公平な監督を期待できることから、取締役として適任であると判断し候補者となりました。

候補者
番 号

6

み はし
三橋

かずひと
一仁

(1969年4月21日生 満57歳)

新 任

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年 4月 株式会社東芝 入社
2007年 7月 同社 デジタルメディアネットワーク社 総務部参事
2010年 1月 Toshiba Storage Device(Thailand) Co., Ltd.(駐在) Assistant President
2012年 6月 Toshiba Semiconductor(Thailand) Co., Ltd.(駐在) Deputy General Manager
2016年 4月 株式会社東芝 人事・総務部 人財採用センター センター長
2018年11月 東芝デジタルソリューションズ株式会社 人事総務部 勤労厚生担当 グループ長
2020年 1月 同社 取締役 人事総務部長
2022年 4月 株式会社東芝 人事・総務部 バイスプレジデント
2026年 4月 当社 入社 役員付（現任）

取締役選任理由

大手グローバル企業グループのコーポレート部門、事業部門、海外現地法人において、人事総務部門の責任者として企業経営に従事し、人的資本経営等の幅広い経験と深い見識を有しています。また人事総務分野だけでなく、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する知見も有しており、豊富な知識、経験、専門性により、当社の企業価値向上に向けて、的確かつ公平な監督を期待できることから、取締役として適任であると判断し候補者となりました。

監査等委員である取締役以外の取締役の選任等及び報酬等についての監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任及び報酬について、任意の指名・報酬諮問委員会での議論の確認を含めて検討を行いました。取締役の選任については、当社取締役会に係る基本的な枠組みを考慮したうえで各候補者の当事業年度における職務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価したうえで決定されております。また、取締役の報酬については、報酬の水準、体系並びに具体的な報酬額の算定方法等が議論され、決定されております。

取締役の選任、報酬の決定手続は適正であり、その内容は妥当と判断します。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名	現在の 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	取締役会への 出席状況
1	新任 社外 独立 いのうえ ゆきお 井上 幸夫	—	—
2	再任 社外 独立 そうし 宗司 ゆかり	取締役（監査等委員） 公益社団法人日本監査役協会 常任理事 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 監査役 クラシル株式会社 常勤監査役 株式会社HEARTBEATS 監査役	100% (13／13回)
3	再任 社外 独立 なんば みつる 難波 満	取締役（監査等委員） 東京駿河台法律事務所 パートナー	100% (13／13回)

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.取締役会については、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく電磁的方法による取締役会のみなし決議が2回ありました。
- 3.井上幸夫氏、宗司ゆかり氏、難波満氏は、社外取締役候補者です。なお、当社は、宗司ゆかり氏、難波満氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ています。井上幸夫氏の選任が承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
- 4.当社と宗司ゆかり氏、難波満氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。宗司ゆかり氏、難波満氏が再任された場合には、同様の内容の契約を継続する予定です。また、井上幸夫氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
- 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。
各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 6.社外取締役候補者の難波満氏の戸籍上の氏名は佐伯満です。

候補者
番 号

1

いのうえ
井上

ゆき お
幸夫

(1962年1月3日生 満64歳)

社 外

独 立

新 任

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式数

0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985 年 4 月 株式会社東芝 入社
1999 年 7 月 同社 主計部 管理担当参事
2000 年 6 月 同社 デジタルメディアネットワーク社 経理部 SD事業担当グループ長
2003 年 7 月 同社 デジタルメディアネットワーク社 経理部 PC事業担当グループ長
2004 年 11 月 東芝アメリカ情報システム社（出向）Vice President
2010 年 5 月 株式会社東芝 財務部資金担当 部長
2014 年 5 月 東芝ヨーロッパ社/EMEA地域統括会社（出向）Vice President & CFO
2015 年 9 月 東芝テック株式会社 執行役員財務統括責任者兼財務部長
2015 年 10 月 同社 取締役執行役員 財務経理部統括責任者兼財務部長
2018 年 6 月 同社 取締役常務執行役員 財務経理部統括責任者兼財務部長
2019 年 6 月 同社 取締役常務執行役員 財務経理部統括責任者、内部管理体制推進担当、
財務部長
2023 年 7 月 同社 特別嘱託
2024 年 4 月 株式会社ノジマ 顧問（非常勤）
2024 年 6 月 株式会社ノジマ 社外取締役（非常勤）

■ 社外取締役選任理由及び期待する役割

大手グローバル企業グループのコーポレート部門、事業部門、海外現地法人において、経理部門の責任者として企業経営に従事し、財務・会計の専門性に加えて、経営管理全般においても豊富な経験と見識を有しています。社外取締役として、業務執行の監督、監督機能の強化等、企業価値向上に寄与することに期待できることから、取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしています。

候補者
番号

2

そうし
宗司

ゆかり

(1971年8月9日生 満54歳)

社外

独立

再任

取締役在任期間

6年

取締役会への出席状況

100% (13/13回)

監査等委員会への出席状況

100% (14/14回)

所有する当社の株式数

400株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2012年4月 株式会社ウイングル（現 株式会社LITALICO）内部監査室長
2013年6月 同社 常勤監査役
2017年6月 同社 取締役（監査等委員）
2018年10月 公益社団法人日本監査役協会 理事
2019年11月 同協会 常任理事（現任）
2020年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）
2020年12月 株式会社ファミリーコーポレーション 監査役
2021年3月 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 監査役（現任）
2021年9月 dely株式会社（現 クラシル株式会社）常勤監査役（現任）
2025年1月 株式会社ventus（現 株式会社HEARTBEATS）監査役（現任）

■ 社外取締役選任理由及び期待する役割

内部監査業務に精通し、監査役、現任の監査等委員である取締役として、豊富な経験と高い見識を有しています。日本監査役協会の常任理事でもあります。2020年度当社社外取締役監査等委員就任。社外取締役監査等委員として業務執行の監督、監査機能強化等の実績を踏まえ、引き続き当社の企業価値向上に寄与できると判断し、社外取締役候補者となりました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしています。

候補者
番号

3

なんば
難波

みつる
満

(1973年12月25日生 満52歳)

社外

独立

再任

取締役在任期間

4年

取締役会への出席状況

100% (13/13回)

監査等委員会への出席状況

100% (14/14回)

所有する当社の株式数

900株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2000年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
2000年4月 東京駿河台法律事務所 入所
2003年4月 東京駿河台法律事務所 パートナー（現任）
2003年12月 東京地方裁判所 破産管財人
2005年10月 日本弁護士連合会人権救済調査室 嘱託
2010年10月 シンガポール国立大学 客員研究員
2015年2月 国際刑事弁護士会 理事
2016年6月 日本弁護士連合会国際人権問題委員会 事務局長
2020年4月 日本弁護士連合会人権擁護委員会 副委員長
2022年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）

■ 社外取締役選任理由及び期待する役割

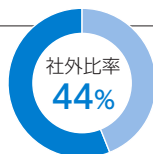
2000年弁護士登録。弁護士としての専門的な知見・知識を有し、弁護士会や国際法曹団体等における活動に加えて、豊富なグローバル経験と国際的な視野を併せ持っています。2022年度当社社外取締役監査等委員就任。2022年度当社指名・報酬諮問委員会の委員、2024年度より同委員会の委員長に就任。社外取締役監査等委員として業務執行の監督、監査機能強化等の実績を踏まえ、引き続き当社の企業価値向上に寄与できると判断し、社外取締役候補者となりました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしています。

(ご参考) 役員の構成 (本株主総会終了後)

氏 名			企業経営 	IT/DX 	営業・マーケティング 	財務・会計 	人事・労務 	法務・コンプライアンス 	グローバル 
取締役 (監査等 委員を 除く。)	佐 藤 裕 之	再任 社外	●		●				●
	鎌 田 智	再任	●	●					●
	鈴 木 裕 二	再任	●	●					
	兒 島 賢	再任	●	●	●				
	小 泉 裕	再任	●			●			●
	三 橋 一 仁	新任	●				●	●	●
取締役 (監査等 委員)	井 上 幸 夫	新任 社外 独立	●			●			●
	宗 司 ゆかり	再任 社外 独立				●		●	
	難 波 満	再任 社外 独立						●	●

取締役会構成

■社内取締役
5名
■社外取締役
4名



社外取締役の専門分野

■企業経営 ■営業・マーケティング ■財務・会計 ■法務・コンプライアンス ■グローバル

 2名  1名  2名  2名  3名

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

かねこ かずや
金子 和也

(1960年 8 月 11 日生 満 65 歳)

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式数

0 株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983 年 4 月 東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝）入社
2006 年 4 月 同社 四日市工場 経理部長
2011 年 5 月 同社 社会インフラシステム社 経理部長
2015 年 9 月 同社 経営刷新推進部グローバルシェアードサービス推進プロジェクトチーム
プロジェクトマネージャー
2019 年 6 月 東芝保険サービス株式会社 代表取締役社長
2021 年 6 月 芝浦メカトロニクス株式会社 社外監査役（常勤）
2025 年 6 月 ネクスティシステムデザイン株式会社 コーポレート部 経理担当（現任）

■ 社外取締役選任理由及び期待する役割

大手グローバル企業グループにおいて、経理部門責任者として企業経営に従事し、財務・会計の専門性に加えて、経営管理全般においても豊富な経験と見識を有しています。また、上場会社において、監査役の経験も有しています。業務執行の監督、監督機能の強化等、企業価値向上に寄与することに期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしています。

(注) 1.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.金子和也氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

3.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4.金子和也氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する取締役報酬額の改定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会において年額210百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また、2019年6月19日開催の当社第55回定時株主総会において、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の範囲内で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内とすることについて、ご承認いただいております。

今般、当社は、株主やステークホルダーとの価値の共有および株主やステークホルダー重視の経営意識を高めるものであり、中長期的な持続的成長と企業価値向上への貢献意欲を高め、中長期戦略実現の動機付けに資する報酬体系とするため、譲渡制限付株式を交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することに伴い、株式報酬とは別枠として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として、年額160百万円以内（うち社外取締役20百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と改定したく、ご承認をお願いするものであります。

当社の業績動向および事業規模、並びに経済情勢及び一般的な役員報酬水準等を総合的に勘案し、上記のとおり改定することが相当であると判断したものです。

その他の決定権限および配分方法の詳細は取締役会に一任いただきたく存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名、監査等委員である取締役を除く。）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第7号議案「取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

なお、監査等委員会は、本議案における取締役の報酬額について検討した結果、その水準および内容は相当であると判断しております。

また、社外取締役の報酬については固定報酬を基本とする体系とされており、その独立性を損なうものではないと認めております。

第7号議案

取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月21日開催の当社第52回定時株主総会において、年額210百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること、また、2019年6月19日開催の当社第55回定時株主総会において、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の範囲内で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従うもの（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）の付与のために支給する報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」といいます。）は金銭報酬債権とし、その総額は年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内とすることについてご承認をいただいております。

今般、株主やステークホルダーとの価値の共有および株主やステークホルダー重視の経営意識を高めるものであり、中長期的な持続的成長と企業価値向上への貢献意欲を高め、中長期戦略実現の動機付けに資する報酬体系とするため、当社の取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます）に対し、予め定める1事業年度（以下、「業績評価期間」といいます。）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額（第6号議案が原案どおり承認可決された場合には、ご承認いただいた第6号議案に記載の報酬等の額をいいます。）とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記3.にて定義されます。以下同じです。）につき50百万円以内として設定いたしたいと存じます（第6号議案が原案どおり承認可決されますと、第52回定時株主総会においてご承認いただいた、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の上限金額である年額210百万円と同一の上限金額となります）。なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度について割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数（2026年3月31日時点）に占める割合は1%程度と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告37頁に記載の「取締役の個人別の報酬等の決定方針について」につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役1名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）となり、対象取締役は5名となります。

なお、監査等委員会から、本制度の目的、指名・報酬諮問委員会からの答申を含む本議案の決定プロセスを踏まえ、

本制度の導入は相当であるとの意見表明を受けております。

【本制度の概要】

1. 譲渡制限付株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間の業績目標達成度等に応じて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受けることになります。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記4.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して、本制度に基づいて各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は、譲渡制限付株式報酬として各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数と合わせて、50,000株を上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

3. 交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

①当社は、基準となる株式数や業績目標達成度の算出方法を予め定め、対象取締役に対して、業績評価期間の業績目標達成度や、業績評価期間開始日以降、最初に開催される当社定時株主総会開催日から業績評価期間満了日以降に最初に開催される当社定時株主総会開催日までの期間（以下、「対象期間」といいます。）中の勤務期間に応じて算定される数の譲渡制限付株式を、対象期間終了後に交付します。

②本制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が死亡その他正当な理由により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に関する報酬等として上記総額の範囲内で、当該対象取締役（死亡により退任又は退職した場合には当該対象取締役の権利を承継する相続人）に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

③本制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）であって、かつ当該組織再編等に伴い対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、報酬の交

付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、対象取締役に對して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

④対象取締役が、死亡その他正当な理由によらず当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合並びに一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定めます。）に該当した場合には、当該対象取締役に對して本制度に基づいて譲渡制限付株式及び金銭は交付されません。

（ご参考）初回の業績評価期間における業績目標達成度

初回の業績評価期間は第63期事業年度（2026年4月1日～2027年3月31日）とし、業績目標達成度は、相対TSR、EPS、ROE、従業員エンゲージメントスコア等の指標を用いて当社取締役会において予め決定する算定方法により50%から150%の範囲で算定されます。

4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当に際し、本制度に基づき当社と譲渡制限付株式の割当を受ける対象取締役（以下、「割当対象者」といいます。）との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が

満了した時点より前に到来するときに限ります。以下「組織再編等承認時」といいます。)であって、かつ当該組織再編等に伴い割当対象者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

(ご参考)

取締役の個人別の報酬等の決定方針

・役員報酬等の額及び算定方法の決定に関する方針については、任意の機関である指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会において決定しております。

・当社の取締役の報酬等は、株主やステークホルダーとの価値の共有および株主やステークホルダー重視の経営意識を高めるものであり、中長期的な持続的成長と企業価値向上への貢献意欲を高め、中長期戦略実現の動機付けに資する報酬体系とするとともに、中期目標を“毎年の実行”に落とし込み、その達成に向けて健全に動機付けるものであることを目的としています。

・報酬の水準については、企業競争力の追求及び企業価値の増大に資する経営陣の確保に繋がる水準であり、具体的には、外部調査機関の調査データ等を活用し、取締役の役位毎に、業界、上場市場、売上高規模、利益規模、時価総額規模、従業員数等の中位レベルをベンチマークし、決定しています。

・取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、短期業績連動型金銭報酬および中長期視点である業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬から構成されます。

・「基本報酬（金銭報酬）」は、職務・職責に応じて堅実な職務遂行を促す固定的報酬として支給、「短期業績連動型金銭報酬」は、事業年度の経営目標や経営戦略の実現に資する短期的なインセンティブとして、財務目標や財務的な目標数値だけでは図ることができない個人別の戦略目標の達成度を評価指標として支給、「業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬」は、株主やステークホルダーとの価値の共有や中長期の企業価値向上に資する中長期的なインセンティブとして、株主価値の向上、効率的な利益の創出等の定量的指標や人的資本に関する指標を評価指標として支給します。なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬は、金銭報酬債権として、年額50百万円以内とし、金銭報酬債権の支給は、株主総会において承認いただいている報酬枠の別枠として、役位により異なりますが、各取締役報酬総額の概ね10%を目安に支給することとします。

・取締役（非業務執行取締役）の報酬は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成されています。

・監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その職務の性質に鑑み、独立した立場からの監督機能を重視する観点から、基本報酬のみとしています。

基本方針

当社の取締役報酬制度は、次の方針に基づき設計しております。

(1) 株主やステークホルダーとの価値共有を促進し、株主・ステークホルダー重視の経営意識を高めること

- (2) 中長期的な持続的成長と企業価値向上への貢献意欲を高め、中長期戦略の実現を動機付けること
- (3) 「Quest Vision2030」の実現に向けて、経営陣の挑戦を後押しする報酬体系及び水準とすること
- (4) 中期目標を各事業年度の実行に落とし込み、その達成に向けて健全に動機付けること

報酬水準

当社は、企業競争力の向上及び企業価値の増大に資する優秀な経営人材の確保・維持に資する報酬水準とすることを基本としております。具体的には、外部調査機関の調査データ等を活用し、各取締役の役位ごとに、業界、上場市場、売上高・利益規模、時価総額規模、従業員数等を勘案した比較企業群の中位水準をベンチマークとして、当社の状況及び各人の職責等を総合的に踏まえて決定いたします。

報酬制度の概要

現行制度	変更後
取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の上限金額である年額210百万円	取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の上限金額である年額210百万円
基本報酬 譲渡制限付株式報酬	基本報酬 短期業績連動型金銭報酬 業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬
	注）社外取締役、監査等委員である取締役及び非業務執行取締役の報酬制度については変更無し。

取締役（業務執行取締役）

業務執行取締役の報酬は、基本報酬、短期業績連動型金銭報酬及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬により構成しております。

標準的な報酬構成比は、基本報酬55～68％、短期業績連動型金銭報酬25～33％、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬7～12％としております。

基本報酬	短期業績連動型金銭報酬	業績連動事後交付型 譲渡制限株式報酬
55～68％	25～33％	7～12％

また、業績連動報酬部分については、インセンティブとしての機能を高める観点から、±50％の範囲で変動する設計としております。

- ・基本報酬は、職務・職責に応じて堅実な職務遂行を促す固定報酬です。
- ・短期業績連動型金銭報酬は、中期計画を各年度に落とし込んだ単年度の事業計画の達成度に基づき評価する短期インセンティブとして位置付けております。

・業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬は、株主及びステークホルダーとの価値共有を図りつつ、中長期的な企業価値向上を促進することを目的として導入するものであり、株主価値、利益成長、資本効率及び人的資本に関する指標を評価指標としております。

＊取締役（非業務執行）は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成、社外取締役（監査等委員である取締役含む）は、独立した立場から経営の監督機能を果たす役割に鑑み、基本報酬のみとしており、現行制度と変更はありません。

評価指標

短期業績連動型金銭報酬の主な評価指標は、連結営業利益率、連結営業利益成長率、一人当たり連結営業利益、部門総利益率、部門総利益成長率及び個人別に設定した戦略目標の達成率です。中期計画を各年度に具体化した単年度の事業計画の達成度に基づき評価し、全社業績については連結ベースとし、当年度年間予算を基準値として評価いたします。

また、社長・副社長執行役員、事業系上席執行役員及びコーポレート部門担当上席執行役員について、役位・担当領域に応じて、全社業績、部門業績及び個人別戦略目標の達成度を組み合わせて評価比率を設定しております（コーポレート部門担当上席執行役員については、部門業績は非該当）。

短期業績連動型金銭報酬は、中期計画を各年度の事業計画に具体化したうえで、その達成度を評価することにより、中期戦略の着実な実行を促す設計としております。

評価指標		社長執行役員 副社長執行役員	事業系 上席執行役員	コーポレート部門担当 上席執行役員
全社 業績	（連結） 営業利益率	35%	20%	30%
	（連結） 営業利益成長率	35%	20%	30%
	（連結） 営業利益/人	30%	20%	20%
部門 業績	部門総利益率	—	10%	—
	部門総利益成長率	—	10%	—
個人 評価	個人別に設定した戦略目標の達成率	—	20%	20%

業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の主な評価指標は、相対TSR、EPS、ROE及び従業員エンゲージメントサーベイスコアであり、評価比率は、相対TSR30%、EPS30%、ROE20%、従業員エンゲージメントサーベイスコア20%としております。

これらの指標は、株主価値、利益成長、資本効率及び人的資本の強化という、当社の中長期的な価値創造における重要要素をバランスよく反映する観点から選定しており、「Quest Vision2030」の実現に向けた経営行動を促進いたします。

なお、2026年度は経過措置として、第2次中期経営計画における2026年度の達成状況に基づき評価し、2027年度

から2030年度までは、「Quest Vision2030」における2030年目標の達成に向けた進捗状況に基づき評価いたします。

評価指標				比率
経済価値指標	株主還元	相対TSR	自社TSR/TOPIX TSR（配当込み）	30%
	利益成長性	EPS	目標EPS達成率	30%
	資本効率	ROE	目標ROE達成率	20%
非財務指標	従業員のエンゲージメント	エンゲージメントサーベイ スコア	目標スコア達成率	20%

当社は、今後も経営戦略及び事業環境の変化を踏まえつつ、持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する役員報酬制度にすべく、継続的な改善を行ってまいります。

以上

1. 事業の状況

(1) 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における我が国経済は、インバウンド需要の増加や賃上げによる雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価の上昇や米国の政策動向、中東情勢等の影響により、先行きの不透明な状況が続いています。

当社グループが属する情報サービス産業においては、顧客企業の生産性向上や競争力強化を目的としたIT関連投資への意欲が引き続き高く、既存システムの刷新やクラウド化に加え、生成AI、AIエージェント、フィジカルAI等の先進技術の実用化・高度化が進展しています。

このような事業環境のもと、当社は中長期ビジョン「Quest Vision2030」(※1)の第2期である「2024-2026年度・中期経営計画」で掲げた基本方針「事業ポートフォリオの変革」「人と技術への未来投資」「事業体質と経営基盤の強化」に基づき、基盤の強化と着実な成長を念頭に活動を展開しました。

上記の結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高は、前期比19.2%増の178億7百万円となりました。これは重点強化領域の半導体分野顧客（メモリ）および安定成長領域の金融分野顧客における新規案件受注の拡大に加え、連結子会社に加わった株式会社セプトの貢献によるものです。営業利益は10億91百万円（前期比3.4%増）、経常利益は11億52百万円（同3.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億円（同4.3%増）となりました。従業員の処遇改善や教育を含む人的資本への投資、半導体事業拡大に向けた事業所の新設（北上・8月）、拡張（四日市・10月）など将来を見据えた投資を一層拡充しましたが、増収効果により前期を上回る結果となりました。

※1. Quest Vision2030：当社のウェブページをご参照ください。
https://www.quest.co.jp/irinfo/quest_vision2030/

売上高

178億 7 百万円

前期比 19.2 % 

経常利益

11億 52 百万円

前期比 3.7 % 

営業利益

10億 91 百万円

前期比 3.4 % 

親会社株主に帰属する当期純利益

8 億円

前期比 4.3 % 

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (2025年3月期)	第62期 (2026年3月期)
売上高 (千円)	14,201,993	14,224,933	14,936,146	17,807,679
経常利益 (千円)	1,033,500	1,061,324	1,112,127	1,152,743
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	690,292	696,177	767,591	800,737
1株当たり当期純利益 (円)	129.29	130.06	143.26	152.37
総資産 (千円)	9,042,101	9,460,497	9,818,720	10,356,753
純資産 (千円)	6,265,887	6,787,709	7,253,460	7,458,492
1株当たり純資産額 (円)	1,171.47	1,267.74	1,354.61	1,454.74

(注)「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (2025年3月期)	第62期 (2026年3月期)
売上高 (千円)	12,602,413	13,345,929	14,369,020	15,747,615
経常利益 (千円)	912,577	1,071,938	1,168,514	1,140,386
当期純利益 (千円)	636,318	765,080	845,570	833,847
1株当たり当期純利益 (円)	119.18	142.94	157.82	158.67
総資産 (千円)	8,698,017	9,277,797	10,097,488	10,373,615
純資産 (千円)	6,290,596	6,844,734	7,308,130	7,481,030
1株当たり純資産額 (円)	1,176.09	1,278.39	1,364.82	1,459.14

(注)「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌ・ケイ	10百万円	100.0%	システム開発及び運用保守業務の提供、 労働者派遣サービスの提供
株式会社セプト	30百万円	100.0%	システム開発及び運用保守業務の提供、 労働者派遣サービスの提供

③ その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

我が国経済の雇用情勢や所得環境は改善傾向にあり、緩やかな景気回復が期待される一方で、物価上昇や人手不足の継続に加え、米国の関税政策の影響による世界的な景気後退懸念から、引き続き先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況下において、当社は顧客産業の市況の変化を的確に捉えながら、Quest Vision2030の飛躍的な成長を念頭に以下の課題に取り組み、収益の維持・拡大と企業価値の向上に努めていきます。

① ITプロフェッショナル人材の獲得と育成

高度IT人材の獲得競争が激化する中、事業のさらなる変革と発展のためには豊富な専門知識と高度なスキルを有する人材を確保することがより一層重要になっています。社員の積極的な採用活動に加えて、ビジネスパートナーとの戦略的なアライアンスやM&Aを含めた人材の獲得を強化していきます。

また、技術者が自分に適したキャリアを選択し成長できる環境と仕組みの整備や社員が能力を十分に発揮し成長するための教育投資を計画的かつ継続的に取り組んでいきます。

② 新たな強み「ソリューションサービス」の強化

当社は顧客に密着した常駐型サービスにおいて強みを有しています。日本・世界を代表する大手顧客への長年のサービス提供で培った豊富な経験を生かし、運用保守サービスの高度化や自動化を実現していきます。さらに、新たな強みとして「ソリューションサービス」を強化していきます。新しい技術領域の規模拡大と高付加価値化に向けて取り組んでいきます。

③ 企業価値向上に向けた取り組みの強化

当社では全社的な中長期経営目標を策定し、その中で企業価値向上のストーリーをQCSV（※1）として掲げています。2030年度に企業価値250億円超を達成すべく、その実現に向けて新規ビジネスの創出やIT人材の育成、重点領域への投資等を含む収益性の向上に取り組んでいきます。

当社は創業以来、株主様、お客様、社員、パートナー様、社会等、全てのステークホルダーに対して常に誠実堅実であることを経営方針としています。今後もCGCとCSV経営を重視し、透明性の高い経営を継続し、ITによる社会課題の解決、さらに一層の企業価値の向上と持続的成長のために邁進していきます。

※1.QCSV：Quest Creating Shared Value

(5) 経営理念・経営方針

① 企業理念 Philosophy

技術を探究し、価値を創造し、お客様とともに成長する

② 存在意義 Purpose

技術と創造力で人と社会の安心と幸せを支え続けます

③ 経営目標 Vision

価値を共創するデジタルデータ社会の実現に向けて、「あなたに信頼されるITサービス」のリーディングカンパニーへ

④ 提供価値 Values

技術を創意工夫し、時と場の制約を超え、業務を自動化し、人の力を補完補強するITサービスを
真心を込めて提供します

⑤ 行動指針 Quest Way

1) 探求・探索 2) 顧客志向 3) 技術重視 4) 社会貢献 5) 人材育成／探究
6) 企業倫理・法令遵守 7) 誠実・堅実 8) チームワーク 9) 多様性とコミュニケーション力
10) スピード・決断

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

①システム開発・保守 ②ITインフラサービス ③ビジネス・プロセス・アウトソーシング

(7) 主要な拠点 (2026年3月31日現在)

① 当社

本			社	東京都港区芝浦三丁目1番1号		
東	北	支	社	宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号		
中	部	支	社	愛知県名古屋市中区牛島町6番1号		
北	上	事	業	所	岩手県北上市新穀町一丁目3番36号	
栃	木	事	業	所	栃木県宇都宮市大通一四丁目1番18号	
四	日	市	事	業	所	三重県四日市市浜田町4番20号
九	州	事	業	所	大分県大分市荷揚町3番1号	

② 子会社

株式会社エヌ・ケイ 東京都港区芝浦三丁目1番1号
株式会社セプト 東京都千代田区岩本町三丁目9番3号

(8) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,092名	122名増

(注) 使用人数は就業人員です。なお、パートタイマー及びアルバイト、嘱託社員等の臨時雇用人数は、当該人数が使用人総数の10%を下回っているため、表記を省略しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
986名	32名増	38.6歳	11.6年

(注) 使用人数は就業人員です。なお、パートタイマー及びアルバイト、嘱託社員等の臨時雇用人数は、当該人数が使用人総数の10%を下回っているため、表記を省略しています。

(9) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 9,560,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,487,768株 |
| ③ 株主数 | 4,322名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
内田廣	837,410株	16.33%
クエスト従業員持株会	378,844	7.38
花輪祐二	293,415	5.72
S C S K 株式会社	268,710	5.24
株式会社ユニリタ	265,000	5.16
光通信 K K 投資事業有限責任組合	246,200	4.80
内田マサ子	150,000	2.92
内田久恵	150,000	2.92
佐藤和朗	56,828	1.10
三井住友信託銀行株式会社	55,700	1.08

- (注) 1. 当社は自己株式を360,741株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況（2026年3月31日現在）

- | |
|--|
| ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 |
| 該当事項はありません。 |
| ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 |
| 該当事項はありません。 |

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

2019年6月19日開催の第55回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議しました。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たり、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、譲渡制限期間、対象取締役の退任又は退職時の取り扱い、譲渡制限の解除等を定めています。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	6,881株	7名

(5) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	清澤一郎	取締役会議長
代表取締役	鎌田智	社長執行役員 ソリューションサービス事業本部担当 ビジネスイノベーション推進部担当 内部監査室担当
取締役	鈴木裕二	副社長執行役員 産業システム事業本部担当 製造システム事業本部担当 ソリューションサービス事業本部担当補佐
取締役	兒島賢	上席執行役員 公共・エネルギー事業部担当 DX推進部担当
取締役	金井淳	上席執行役員 人事総務部担当 法務コンプライアンス室担当 ダイバーシティ&インクルージョン推進室担当 株式会社エヌ・ケイ 取締役
取締役	小泉裕	上席執行役員 経営企画管理部担当 経理部担当 経営企画管理部長 サステナビリティ担当 株式会社セプト 取締役
取締役	加藤直子	上席執行役員 半導体システム事業本部担当 株式会社エヌ・ケイ 代表取締役社長
取締役	佐藤裕之	社外取締役 株式会社東芝 特別嘱託
取締役（常勤監査等委員）	内野一博	社外取締役 独立役員
取締役（監査等委員）	宗司ゆかり	社外取締役 独立役員 公益社団法人日本監査役協会 常任理事 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 監査役 クラシル株式会社 常勤監査役 株式会社HEARTBEATS 監査役
取締役（監査等委員）	難波満	社外取締役 独立役員 東京駿河台法律事務所 パートナー

(注) 1. 取締役の佐藤裕之氏、内野一博氏、宗司ゆかり氏、難波満氏は、社外取締役です。

2. 当社は、取締役の内野一博氏、宗司ゆかり氏、難波満氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しています。
4. 取締役の内野一博氏は、長年にわたる財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 責任限定契約の内容の概要
 当社は現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けていますが、当該定款の規定に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
 社外取締役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。
6. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項
 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員等の主要な業務執行者です。
7. 2026年4月1日の組織変更に伴い、次のとおり取締役の担当を一部変更しました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	鎌田智	社長執行役員 ビジネスイノベーション推進部担当 内部監査室担当
取締役	鈴木裕二	副社長執行役員 経営全般
取締役	兒島賢	上席執行役員 公共・エネルギー事業部担当 DX推進部担当 中部支社担当
取締役	加藤直子	上席執行役員 株式会社エヌ・ケイ 代表取締役社長

② 取締役の報酬等

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
		固定報酬		譲渡制限付株式	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	150百万円 (5百万円)	141百万円 (5百万円)	—	9百万円 (一百万円)	9名 (1名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	28百万円 (28百万円)	28百万円 (28百万円)	—	—	3名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	179百万円 (34百万円)	170百万円 (34百万円)	—	9百万円 (一百万円)	12名 (4名)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会において、年額210百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。
また、当該報酬限度額の枠内で、2019年6月19日開催の第55回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式報酬を年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年6月22日開催の第59回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。非金銭報酬等の内容につきましては、34頁の事業報告「2.会社の現況(4)当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況」に記載のとおりです。

2) 取締役の個人別の報酬等の決定方針について

a) 当該方針の決定方法

- ・役員報酬等の額及び算定方法の決定に関する方針については、任意の機関である指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会において決定しております。

b) 当該方針の内容の概要

- ・会社の業績、業界標準額を総合的に評価し、各取締役の貢献度を考慮し報酬規程に基づいてその職務に応じて算定し、支給する。
- ・当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）に与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限

付株式報酬を各取締役の役位に応じて支給する。

- ・本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権として、年額50百万円以内とする。なお、当金銭報酬債権の支給は、株主総会において承認いただいている報酬枠の別枠とせず、各取締役報酬総額の10%を目安に支給することとする。

c) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としても答申内容を精査することで、決定方針に沿うものであると判断をしております。

③ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役佐藤裕之氏は、株式会社東芝の特別嘱託です。同社との取引は、第三者の通常の見取引条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはありません。また、当社と同社の間には資本関係はありません。
- ・社外取締役宗司ゆかり氏は、クラシル株式会社の常勤監査役です。当事業年度において当社と同社との間には取引関係はありません。
- ・社外取締役宗司ゆかり氏は、ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社HEARTBEATSの監査役です。当事業年度において当社と同社との間には取引関係はありません。
- ・社外取締役難波満氏は、東京駿河台法律事務所のパートナーです。当事業年度において当社と同所との間には取引関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活動状況 (取締役会及び監査等委員会における発言状況等)
取締役 佐藤裕之	当事業年度開催の取締役会（全13回）の全てに出席し、主に経営管理や事業運営の観点から、議案・審議等につき必要な発言を積極的に行っております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事・報酬などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会に出席（8/8回）し、独立した客観的立場から幅広く積極的に発言し、経営陣の監督に努めております。
取締役 (常勤監査等委員) 内野一博	当事業年度開催の取締役会（全13回）、監査等委員会（全14回）及び経営会議（全24回）の全てに出席し、主に財務・会計に加え経営管理の観点から、議案・審議等につき必要な発言を積極的に行っております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事・報酬などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会に出席（13/13回）し、独立した客観的立場から幅広く積極的に発言し、経営陣の監督に努めております。
取締役 (監査等委員) 宗司ゆかり	当事業年度開催の取締役会（全13回）及び監査等委員会（全14回）の全てに出席し、監査等委員としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を積極的に行っております。特に、日本監査役協会の常任理事を務めていること及び企業の内部監査業務の永年の経験から、コンプライアンス体制の構築・維持、コーポレートガバナンスの強化、財務会計の観点に関して、議論を深めることに大きく貢献しております。
取締役 (監査等委員) 難波満	当事業年度開催の取締役会（全13回）及び監査等委員会（全14回）の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、特に当社のコンプライアンス体制の構築・維持について建設的で公正な発言を積極的に行っております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事・報酬などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会（全13回）の全てに出席し、独立した客観的立場から幅広く積極的に発言し、経営陣の監督に努めております。

3) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、以下の社外役員の選任並びに独立性に関する基準を定めております。

- 主要な取引先については、過去3年以内において一度でも当社の売上高の5%以上の売上計上のあった得意先、経費の場合は、過去3年以内において一度でも当社の主要な経費科目である外注費の5%以上相当額の支払先であるか否かを会社独自の独立性の判断基準としています。
- 上述 a) に関する上場証券取引所に開示する軽微基準としては、0.5%未満の場合を軽微なものとして扱うこととし、独立役員届出書で金額開示の対象外としました。
- 主要な取引先の詳細な要件である取引先の売上高等の相当部分を占めているかについては、相手先にとって当社との取引が売上高の10%以上を占める金額であるか否かを判断基準としています。
- 多額の金銭その他の財産においては、過去3年以内に一度でも年間1,000万円超となる支払いの有無を判断基準としています。

(6) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査等委員会は、当事業年度中に実施される監査の内容、報酬の前提となる時間・コストの見積りの算出根拠及び過年度の会計監査の遂行状況を精査した結果、当該報酬等の額につき同意しました。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬額等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が2,000千円あります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内部統制システム構築のための基本方針は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定します。
- 2) コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備に当たるとともに、取締役及び使用人に対する教育を行います。
- 3) 内部統制全般を協議・推進する機関として、コンプライアンス担当取締役を委員長とし取締役及び部門責任者を委員として参画する内部統制委員会を設置します。
- 4) 法令遵守に関し疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営します。当制度を利用し、相談や申告を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを行わないこととします。
- 5) 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの方針・計画について決定するとともに、定期的に取り締役から状況報告を受けるものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に定められた期間、保存・管理するものとします。
- 2) 全ての取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 全社的な事業リスク等は社長を議長とする経営会議において管理しています。コンプライアンスリスクは内部統制委員会、セキュリティリスクは、統合セキュリティ委員会がこれを管理し、必要に応じて、経営会議、取締役会に報告しています。
- 2) 各部門においてはリスクアセスメントを実施し、リスクへの対応を図ることで部門内のリスク管理体制を整備します。
- 3) 緊急事態発生時の報告体制を整備するとともに、有事の際には社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、本部長は緊急連絡網により担当者を召集し、迅速に対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく１０事業年度を期間とする中長期経営計画、３事業年度を期間とする中期経営計画を策定します。
- 2) 取締役会では中期経営計画に基づき、事業部門毎に各事業年度の業績目標と予算を設定します。
- 3) 各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定します。
- 4) 各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、経営会議、月次会議（予算実績及び部門別概況の報告会議）、部門長連絡会等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ会社の取締役等及び使用人は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対し業務執行状況の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとします。
- 2) グループ会社の取締役等及び使用人は、事業リスク、コンプライアンスリスク、セキュリティリスク等の重大な事実を認識した場合には、当社のグループ会社担当取締役、コンプライアンス担当取締役及び監査等委員会に報告するものとします。
- 3) グループ会社は、取締役等及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく３事業年度を期間とする中期経営計画を策定するものとし、各事業年度の業績目標と予算を設定します。
- 4) グループ会社の取締役等又は責任者は、月次会議（予算実績及び部門別概況の報告会議）等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。
- 5) 法令、定款及び社会規範遵守のために、グループ会社の取締役等及び使用人はクエストグループ行動基準を遵守するものとします。
- 6) 当社はグループ会社全体の内部統制に関する体制の確立・向上のため内部統制委員会を設置し、当社及びグループ会社間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等を効率的に行います。
- 7) 内部監査室は、グループ会社の監査を行い、取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効であることを確認します。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会において協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くことができるものとします。
- 2) 使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は、監査等委員会と協議のうえ、定めるものとします。
- 3) 内部監査室並びに管理部門スタッフは、監査等委員会の求めにより監査に必要な調査を補助します。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- 1) 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、監査等委員会に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査等委員会の求めに応じ報告します。
 - a) コンプライアンス違反に関する重要な事実
 - b) 事故発生等による緊急事態
 - c) 内部統制の実施状況
 - d) 内部通報制度による通報状況及びその内容
 - e) 事業概況、取締役等の活動状況
- 2) 当社は、監査等委員会への報告を行ったグループ会社の取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は必要に応じて、当社及び当社グループ会社の各種会議、打合せ等へ陪席を求めることができるものとします。
- 2) 監査等委員会は、社長、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行います。

⑨ 財務報告の信頼性確保のための体制

- 1) 財務諸表の適正性及び財務諸表を作成するために必要な業務プロセスに係わる内部統制の有効性についての評価は、内部統制に関する担当部署の確認のうえで、社長がこれを行うものとします。
- 2) 決算業務の懸念事項等について事前に会計監査人と意見交換や対応策の協議を行い、決算後には決算報告会を開催し今後の方針を検討します。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

- 1) 社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持ちません。
- 2) 不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応します。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組み

取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しています。当事業年度においては取締役会を13回開催し、各議案について審議するとともに業務執行状況等の監督を行い、会社の意思決定及び監督の実効性は確保されています。

取締役会については、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく電磁的方法による取締役会のみなし決議が2回ありました。

② コンプライアンスに関する取り組み

- 1) クエストグループ行動基準を定め、取締役・使用人の行動が常に透明性をもって公正に行われることを徹底するための教育を実施しています。コンプライアンスへの理解を深めるために全従業員向けのe－ラーニングを利用しコンプライアンス及び情報セキュリティを教育するよう周知しています。
- 2) コンプライアンスを担当する取締役を委員長とした「内部統制委員会」と「統合セキュリティ委員会」を設置し、部門責任者を委員とし、経営企画管理部・経理部を担当とする取締役、常勤監査等委員である取締役、内部監査室長の参画する会議を毎月1回開催しています。
- 3) 内部監査室は、各部門に対してコンプライアンス及び情報セキュリティに係る監査を実施しています。

③ リスク管理に関する取り組み

社長を議長とする経営会議を毎月2回開催し、全社的な事業リスクを総括的に管理し、経営会議メンバーを主体にリスク管理規程に基づく対応をしています。

④ 当社グループ会社における業務の適正を確保するための取り組み

グループ会社が適切な内部統制を整備・運用するよう指導・推進し、関係会社管理規程に則り、重要案件についての事前協議もしくは取締役会承認を行っております。

⑤ 監査等委員である取締役の監査の実効性を確保するための取り組み

監査等委員である取締役は、取締役会への出席並びに常勤監査等委員である取締役の経営会議等の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る問題点を把握し、システムの整備・運用状況を確認しています。

また、内部監査室と連携してヒアリングや立会いによる調査を行い、内部統制システム全般をモニタリングし、運用状況の実効性について助言を行うとともに会計監査人とは定期的会合を開催し、内部統制システムに関する会計監査人の考え方について意見交換を行い、必要に応じて報告を求めています。

なお、当社コーポレート・ガバナンスに関する詳細（コーポレートガバナンス・コード各原則への取り組みについてを含む。）は、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.quest.co.jp/corporate/ir-info/governance.html>)

(8) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第62期 (2026年3月31日現在)	第61期 (ご参考) (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	7,364,897	7,122,068
現金及び預金	3,057,484	3,331,256
受取手形	29,035	28,624
売掛金	3,776,269	3,257,082
契約資産	226,083	159,570
金銭の信託	—	200,000
仕掛品	22,433	3,853
その他	253,590	141,681
固定資産	2,991,856	2,696,652
有形固定資産	247,842	204,376
建物	188,879	155,916
車両運搬具	0	0
器具及び備品	50,082	37,949
土地	376	376
リース資産	8,504	10,133
無形固定資産	838,269	585,964
顧客関連資産	378,876	420,973
のれん	411,964	152,958
その他	47,428	12,032
投資その他の資産	1,905,744	1,906,311
投資有価証券	556,862	808,502
退職給付に係る資産	1,017,440	868,122
繰延税金資産	24,932	—
その他	306,508	229,686
資産合計	10,356,753	9,818,720

科 目	第62期 (2026年3月31日現在)	第61期 (ご参考) (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	2,440,723	2,151,769
買掛金	653,506	499,418
リース債務	4,345	3,513
未払法人税等	233,040	164,690
契約負債	96,298	33,721
賞与引当金	802,722	801,963
その他	650,810	648,461
固定負債	457,538	413,490
リース債務	5,575	8,165
繰延税金負債	169,173	154,969
退職給付に係る負債	251,214	239,654
役員退職慰労引当金	16,078	—
資産除去債務	15,495	10,701
負債合計	2,898,261	2,565,260
純資産の部		
株主資本	7,047,886	6,901,461
資本金	491,031	491,031
資本剰余金	629,253	611,349
利益剰余金	6,379,272	5,889,105
自己株式	△451,669	△90,024
その他の包括利益累計額	410,605	351,998
その他有価証券評価差額金	265,016	271,652
退職給付に係る調整累計額	145,588	80,345
純資産合計	7,458,492	7,253,460
負債・純資産合計	10,356,753	9,818,720

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

※ 「第61期 (ご参考)」の数値は監査対象外です。

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第62期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)		第61期（ご参考） (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上高		17,807,679		14,936,146
売上原価		14,788,524		12,186,222
売上総利益		3,019,155		2,749,924
販売費及び一般管理費		1,927,736		1,694,253
営業利益		1,091,418		1,055,670
営業外収益				
受取利息	6,241		1,697	
受取配当金	30,594		25,318	
投資事業組合運用益	14		9,002	
助成金収入	26,140		15,448	
その他	2,594	65,585	5,786	57,251
営業外費用				
支払利息	2,314		791	
保険解約損	1,756		—	
投資有価証券売却損	12			
その他	176	4,260	3	794
経常利益		1,152,743		1,112,127
特別損失				
投資有価証券売却損	22,700	22,700	—	—
税金等調整前当期純利益		1,130,043		1,112,127
法人税、住民税及び事業税	322,789		278,644	
法人税等調整額	6,517	329,306	65,892	344,536
当期純利益		800,737		767,591
親会社株主に帰属する当期純利益		800,737		767,591

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

※ 「第61期（ご参考）」の数値は監査対象外です。

連結株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	491,031	611,349	5,889,105	△90,024	6,901,461
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△310,570		△310,570
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			800,737		800,737
自 己 株 式 の 取 得				△379,476	△379,476
自 己 株 式 の 処 分		17,903		17,830	35,733
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	17,903	490,166	△361,645	146,424
当 期 末 残 高	491,031	629,253	6,379,272	△451,669	7,047,886

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	271,652	80,345	351,998	7,253,460
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△310,570
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益				800,737
自 己 株 式 の 取 得				△379,476
自 己 株 式 の 処 分				35,733
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△6,635	65,242	58,607	58,607
連結会計年度中の変動額合計	△6,635	65,242	58,607	205,032
当 期 末 残 高	265,016	145,588	410,605	7,458,492

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

連結の範囲に関する事項

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社エヌ・ケイ
株式会社セプト (注) |

(注)2025年4月15日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

② 棚卸資産

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

なお、受注制作のソフトウェアに係るプロジェクト損失引当金は仕掛品と相殺して表示しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法）によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～47年

器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

・ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

・顧客関連資産

効果の及ぶ期間（13年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しています。

④ プロジェクト損失引当金

将来の損失発生が見込まれるプロジェクトについて、プロジェクト毎に個別に見積もった原価と受注金額との差額を計上しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 受注制作のソフトウェア開発、インフラ構築サービス

受注制作のソフトウェア開発における主な履行義務は、契約上合意した顧客仕様のソフトウェアの設計、開発、テスト等の工程を完了し、成果物を納品、提供することになります。また、インフラ構築サービスにおける主な履行義務は、特定のシステムを稼働させるために必要な基盤の構築を完了し、成果物を提供することになります。

これらの業務や作業は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しています。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

② 技術者支援サービス、システム運用等

主な履行義務は、技術者支援サービスやシステム運用、監視、ヘルプデスク、フィールドサポート等のサービス等を提供することであり、サービスの提供の内、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスでは、契約に基づきサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額を契約に基づき按分して収益を認識しています。

また、サービスの時間、期間、処理量等に基づき現在までに履行が完了した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

- ・ のれんの償却方法及び償却期間 5年間もしくは10年間の定額法
- ・ 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。
未認識数理計算上の差異は、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。
連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

勘定科目	金額（千円）
顧客関連資産	378,876
のれん	411,964

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

株式会社エヌ・ケイ及び株式会社セプトの取得により、のれん及び顧客関連資産をそれぞれ計上しています。のれん及び顧客関連資産について減損の兆候があると判断した場合は、減損損失の計上の要否の判定を行います。当該金額については、将来の経営環境の変動等に伴う事業計画の進捗状況により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 179,338千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	5,487,768株	一株	一株	5,487,768株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	310,570	58	2025年3月31日	2025年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	297,367	58	2026年3月31日	2026年6月25日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品等の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金につきましては、顧客の信用リスクが存在しています。当該リスクに関しましては、当グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの債権管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

金銭の信託は、運用を目的としており、流動性が高くかつリスクが低い商品で運用しています。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されています。これらのリスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(a) 投資有価証券			
その他有価証券	556,862	556,862	—
資産計	556,862	556,862	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「金銭の信託」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、現金又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(注3) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

7. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社セプト

事業内容 各種業務別ユーザーソフトウェア開発・保守管理業、ネットワークエンジニアリング業、派遣労働者事業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、中長期での持続的な成長を実現するための成長戦略として「Quest Vision2030」を策定し2030年度の飛躍に向けた基盤の強化と着実な成長を念頭に「事業ポートフォリオの変革」「人と技術への未来投資」「事業体質と経営基盤の強化」に取り組んでいます。株式会社セプトは、約80名の従業員エンジニアを擁する企業であり、主として情報通信業や金融業界の顧客に対して業務系アプリケーションの開発、構築、運用保守等のサービスを提供し、堅調に事業の規模を拡大してきました。今回、株式会社セプトを新たに当社グループに迎えることは、Quest Vision2030実現に向けたエンジニアリソースの強化につながると考えています。当社グループは、今後もグループ各社の強みを磨き上げ、より高度な顧客課題の解決と安定したサービス供給を実現することで顧客への提供価値向上と持続的成長に向けた収益性の向上を図り、さらなる発展・成長を実現していくことで企業価値を高めていきます。

③ 企業結合日

2025年4月15日（みなし取得日2025年4月1日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後の企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社セプトの株式を取得したためです。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	370,000千円
取得原価		370,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等	34,211千円
--------------	----------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

372,761千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力です。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	425,163千円
固定資産	162,708千円
資産合計	587,872千円
流動負債	443,204千円
固定負債	147,430千円
負債合計	590,634千円

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,454円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 152円37銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	金額
一時点で移転される財又はサービス	78,498
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	17,729,180
顧客との契約から生じる収益	17,807,679
その他の収益	—
外部顧客への売上高	17,807,679

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループが提供する財又はサービスの一部について一定期間の保証を行っていますが、合意された仕様に従っているという保証のみであるため、独立した履行義務として区別していません。

取引の対価は、顧客との契約に従い、履行義務の充足後1年以内に受領しており、重要な変動対価及び重要な金融要素は含まれていません。

履行義務及びその充足時点に関する情報は、会計方針に関する事項の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,285,706	3,805,304
契約資産	159,570	226,083
契約負債	33,721	96,298

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、15,833千円です。契約資産は、顧客との間で締結した請負契約について期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社又は連結子会社の権利に関するものです。

契約資産は、対価に対する当社又は連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該履行義務に関する対価は、顧客との契約に従い、成果物について顧客による検収を受けた後に請求し、対価を受領しています。

契約負債は、主に、一定の期間にわたり充足される履行義務として収益を認識する顧客との契約について、契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しています。また、保守等の取引における履行義務については、履行義務の充足から生じる収益を「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従って認識していることから、それぞれ注記を省略しています。

11. その他の注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第62期 (2026年3月31日現在)	第61期 (ご参考) (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	6,405,242	6,647,945
現金及び預金	2,336,773	2,944,282
受取手形	29,035	28,624
売掛金	3,553,032	3,206,678
契約資産	225,230	151,370
金銭の信託	—	200,000
仕掛品	22,433	3,853
前払費用	126,793	105,244
その他	111,944	7,892
固定資産	3,968,372	3,449,543
有形固定資産	233,662	204,376
建物	176,891	155,916
車両運搬具	0	0
器具及び備品	49,460	37,949
土地	376	376
リース資産	6,933	10,133
無形固定資産	47,250	12,032
ソフトウェア	39,188	6,388
その他	8,061	5,643
投資その他の資産	3,687,459	3,233,134
投資有価証券	556,862	808,502
関係会社株式	1,760,472	1,356,261
関係会社長期貸付金	220,000	0
長期前払費用	65,887	14,140
前払年金費用	825,504	777,714
繰延税金資産	23,801	26,758
その他	234,931	249,757
資産合計	10,373,615	10,097,488

科 目	第62期 (2026年3月31日現在)	第61期 (ご参考) (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	2,608,386	2,506,917
買掛金	561,060	501,366
関係会社短期借入金	400,000	400,000
リース債務	3,671	3,513
未払金	157,437	182,764
未払費用	236,845	248,463
未払法人税等	187,735	164,620
契約負債	96,298	33,721
前受収益	660	—
預り金	36,797	34,461
賞与引当金	758,573	790,761
その他	169,306	147,244
固定負債	284,198	282,440
リース債務	4,493	8,165
退職給付引当金	268,878	263,573
資産除去債務	10,825	10,701
負債合計	2,892,584	2,789,357
純資産の部		
株主資本	7,216,013	7,036,478
資本金	491,031	491,031
資本剰余金	629,253	611,349
資本準備金	492,898	492,898
その他資本剰余金	136,354	118,450
利益剰余金	6,547,399	6,024,122
利益準備金	29,890	29,890
その他利益剰余金	6,517,509	5,994,232
別途積立金	830,000	830,000
繰越利益剰余金	5,687,509	5,164,232
自己株式	△451,669	△90,024
評価・換算差額等	265,016	271,652
その他有価証券評価差額金	265,016	271,652
純資産合計	7,481,030	7,308,130
負債・純資産合計	10,373,615	10,097,488

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。
 ※ 「第61期 (ご参考)」の数値は監査対象外です。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第62期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)		第61期（ご参考） (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上高		15,747,615		14,369,020
売上原価		13,106,309		11,806,327
売上総利益		2,641,306		2,562,692
販売費及び一般管理費		1,581,386		1,474,950
営業利益		1,059,919		1,087,741
営業外収益				
受取利息	6,765		1,338	
受取配当金	30,592		25,318	
投資事業組合運用益	14		9,002	
助成金収入	11,956		14,326	
業務受託収入	27,517		23,520	
その他	8,368	85,214	9,384	82,890
営業外費用				
支払利息	4,570		2,113	
その他	176	4,747	3	2,117
経常利益		1,140,386		1,168,514
特別損失				
投資有価証券売却損	22,700	22,700	—	—
税引前当期純利益		1,117,686		1,168,514
法人税、住民税及び事業税	277,827		270,178	
法人税等調整額	6,011	283,838	52,766	322,944
当期純利益		833,847		845,570

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

※ 「第61期（ご参考）」の数値は監査対象外です。

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	491,031	492,898	118,450	611,349	29,890	830,000	5,164,232	6,024,122
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△310,570	△310,570
当 期 純 利 益							833,847	833,847
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			17,903	17,903				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	17,903	17,903	—	—	523,277	523,277
当 期 末 残 高	491,031	492,898	136,354	629,253	29,890	830,000	5,687,509	6,547,399

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△90,024	7,036,478	271,652	271,652	7,308,130
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△310,570			△310,570
当 期 純 利 益		833,847			833,847
自 己 株 式 の 取 得	△379,476	△379,476			△379,476
自 己 株 式 の 処 分	17,830	35,733			35,733
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△6,635	△6,635	△6,635
事業年度中の変動額合計	△361,645	179,535	△6,635	△6,635	172,899
当 期 末 残 高	△451,669	7,216,013	265,016	265,016	7,481,030

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

なお、受注制作のソフトウェアに係るプロジェクト損失引当金は仕掛品と相殺して表示しています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法）によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～47年

器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

・ ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。将来の損失発生が見込まれるプロジェクトについて、プロジェクト毎に個別に見積もった原価と受注金額との差額を計上しています。

④ プロジェクト損失引当金

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 受注制作のソフトウェア開発、インフラ構築サービス

受注制作のソフトウェア開発における主な履行義務は、契約上合意した顧客仕様のソフトウェアの設計、開発、テスト等の工程を完了し、成果物を納品、提供することになります。また、インフラ構築サービスにおける主な履行義務は、特定のシステムを稼働させるために必要な基盤の構築を完了し、成果物を提供することになります。

これらの業務や作業は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しています。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

② 技術者支援サービス、システム運用等

主な履行義務は、技術者支援サービスやシステム運用、監視、ヘルプデスク、フィールドサポート等のサービス等を提供することであり、サービスの提供の内、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスでは、契約に基づきサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額を契約に基づき按分して収益を認識しています。

また、サービスの時間、期間、処理量等に基づき現在までに履行が完了した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式（株式会社エヌ・ケイ及び株式会社セプトの取得原価） 1,760,472千円

(2) 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式の取得原価には、超過収益力が反映されています。当該超過収益力は、将来の経営環境の変動等に伴う事業計画の進捗状況に影響を受ける可能性があり、事業計画に反映された主要な仮定である契約獲得見込数が減少し、超過収益力が低下したと認められた場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 171,008千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 4,535千円

短期金銭債務 29,033千円

(3) 保証債務

当社は、連結子会社である株式会社セプトのNECキャピタルソリューション株式会社とのリース契約に係る債務につき、20,000千円を上限とする根保証を行っています。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（売上高） 2,240千円

営業取引（売上原価） 262,060千円

営業取引（販売費及び一般管理費） 10,190千円

営業取引以外の取引高（営業外収益） 36,237千円

営業取引以外の取引高（営業外費用） 4,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記
 当事業年度末における自己株式の数
 普通株式 360,741株

6. 税効果会計に関する注記
 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	239,102千円	
賞与社会保険料	34,608千円	
未払事業税	15,974千円	
未払地方法人事業税	4,509千円	
退職給付引当金	84,750千円	
その他	32,990千円	
繰延税金資産小計	411,936千円	
評価性引当額	△3,215千円	
繰延税金資産合計	408,720千円	
繰延税金負債		
前払年金費用	△260,199千円	
その他有価証券評価差額金	△121,981千円	
その他	△2,738千円	
繰延税金負債合計	△384,919千円	
繰延税金資産の純額	23,801千円	

7. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社等

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	借入額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 セプト	所有 直接100.0	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	220,000	関係会社 長期貸付金	220,000
子会社	株式会社 エヌ・ケイ	所有 直接100.0	運転資金の借入 役員の兼任	資金の借入	400,000	関係会社 短期借入金	400,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 資金の借入の金利については、市場金利を勘案して決定しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,459円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	158円67銭

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

11. その他の注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社クエスト
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 勇人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 笹岡 祐也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クエストの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クエスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社クエスト
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 勇人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 笹岡 祐也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クエストの2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、監査等委員会は、その実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定するとともに、当該常勤の監査等委員を会社法第399条の3第1項及び第2項の調査等をする監査等委員に選定し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社クエスト	監査等委員会
常勤監査等委員	内野一博 ㊞
監査等委員	宗司ゆかり ㊞
監査等委員	難波満 ㊞

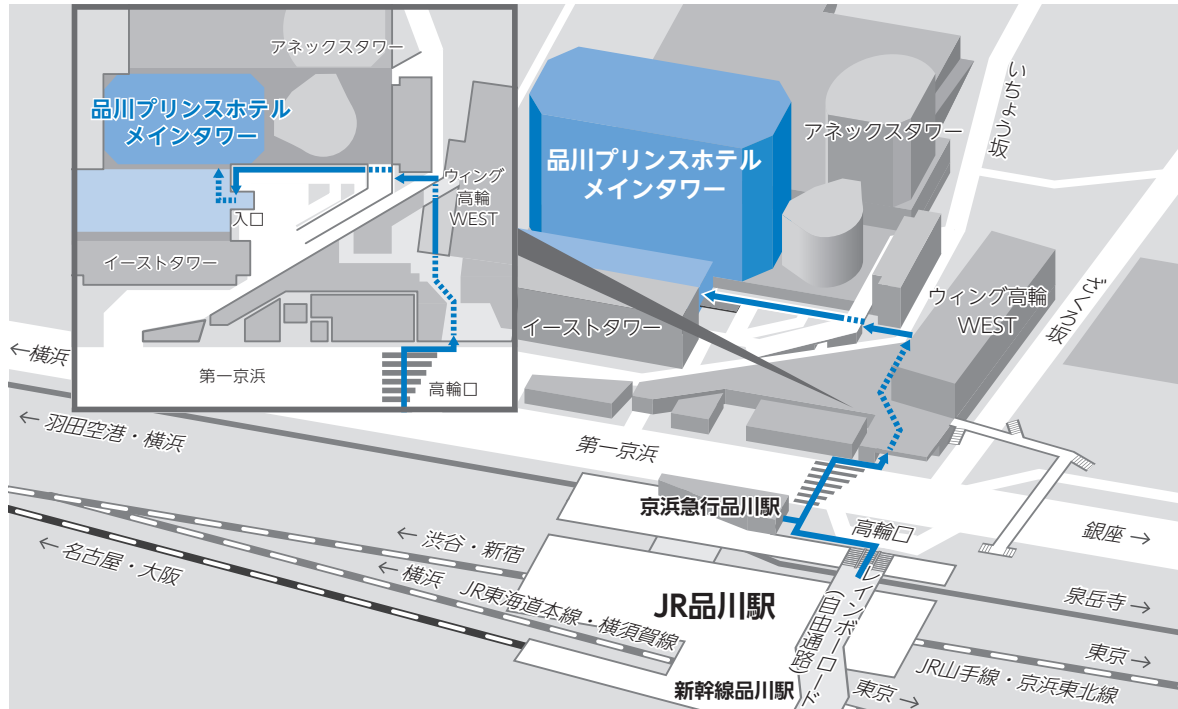
(注) 監査等委員内野一博、宗司ゆかり、及び難波満は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー17階 オパール17

【交通】 品川駅（JR線・京浜急行線） 高輪口から徒歩約5分



【お願い】

- ※当日の会場受付は17階で行います。品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで17階までお越しくください。
- ※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ※本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。(https://www.quest.co.jp/corporate/ir-info/zaimu.html)
- ※今回の株主総会では、お土産のご用意はございません。

◎お体が不自由又は障がいのある株主様へ

- ・車いすのサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談などのサポートが必要な方は、事前にご連絡をお願い申し上げます。
- ・会場フロアには車いすの方がご利用可能なお手洗いがございませんので、事前にお済ませのうえお越しく下さい。

**UD
FONT**
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

